

高等教育機関等における放課後児童支援員の養成に関する考察

A Study on the Tertiary Level Training of After-school Support Childcare Workers

(2023年3月31日受理)

中 田 周 作

Nakada Shusaku

Key words : 放課後児童支援員, 養成課程, 高等教育機関

抄 録

本稿では、我が国において未だ実施されていない放課後児童支援員の高等教育機関等における養成について考察し、その養成課程について4つの水準に分けて提案する。昨今、少子化対策が焦眉の急であることは、共有された危機感であるかもしれないが、その対策の具体は迷走し、効果のほども不明瞭である。しかしながら、子育て支援施策の充実、少子化対策の一部を構成しており、こうした社会的背景の中で、今、就学前の段階における待機児童問題は、徐々に解決の方向に向かっている。ところが、その一方で、放課後児童健全育成事業における待機児童問題は、保育所等の待機児童問題の陰に隠れて、あまり顕在化してこなかった。しかし、保育所等の待機児童問題が徐々に解決されていく現在、次にクローズアップされるのは、放課後児童健全育成事業における待機児童問題、いわゆる「小1の壁」であることは明らかである。こうした事態を回避するためには、放課後児童支援員の質、量ともに安定した人材供給のシステムが必要である。本稿は、その具体的な解決方法として、高等教育機関等における放課後児童支援員の養成について考察する。

1. 問題の所在

1-1 本研究の目的

本稿は、放課後児童健全育成事業における放課後児童支援員の高等教育機関等¹⁾での養成について考察し、その具体的な養成の可能性を提案することを目的としている。放課後児童健全育成事業は、1998(平成10)年から施行されている児童福祉法に定められた小学生を対象とした放課後の時間帯に児童の健全な育成に取り組む事業である。こうした一連の取り組みは、それまで学童保育と呼ばれていたが、現在、法令では学童保育という名称は使用されておらず、放課後児童健全育成事業や放課後児童クラブという名称が使用されている。また、学童保育で子どもたちと関わっている職員は、学童保育指導員や放課後児童指導員と呼ばれていたが、放課後児童健全

育成事業では、放課後児童支援員と称することになった²⁾。放課後児童支援員になるためには、認定資格研修の受講が必要であり、主として放課後児童クラブの現職者を対象に開催されている。受講の前提条件として、保育士資格や教員免許、実務経験等が求められているが、こうした条件を満たす見込みがあれば大学生等の受講も可能である³⁾。しかしながら、管見にして、大学生等の受講を推奨する取り組みがなされているか不明である。本稿は、こうした放課後児童支援員の現状を踏まえ、放課後児童健全育成事業を支える人材について、放課後児童支援員の数と質の両面から養成課程の将来のあり方を論じようとするものである。

1-2 少子化の現状

こうした考察を深めるにあたって、はじめに放課後児

童健全育成事業の急拡大を引き起こしている根本的な要因にもなっている少子化についてみていきたい。厚生労働省『令和3年(2021)人口動態統計(確定数)の概況』⁴⁾を参照すると、いわゆる第2次ベビーブームの最も出生数が多かった1973(昭和48)年が2,091,983人であった。そして、1989(平成元)年の合計特殊出生率1.57という、いわゆる「1.57ショック」のときが1,246,802人であり、この16年間に生まれてくる子どもは845,181人減っている(平均すると1年あたり52,823人の減少)。仮に、この16年間と同じペースで少子化が進行すれば、2013(平成25)年頃には生まれてくる子どもの数がゼロとなる。現実には平成期に入ると国による子育て支援事業が次々と展開していく⁵⁾。その結果、1989(平成元)年から2019(平成31)年(=令和元年)の30年間に出生数は1,246,802人から865,239人になり(平均すると1年あたり12,719人の減少)、昭和末期と比較すると出生数の急激な減少は抑制できたといえる。これは、先述した、いわゆる第2次ベビーブーム(1973年前後)の時期に生まれた人たちが、2003(平成15)年に30歳になっており、結婚適齢期に該当する人口の増加と、国の子育て支援事業が功を奏したことの両輪による効果であると考えても良いだろう。しかし、これで少子化に歯止めがかかったわけではない。

少子化を論じる視角は幾つかあるだろうが、ここでは家族集団の幸福追求という視点からもう少し考察したい。この観点から、国立社会保障・人口問題研究所『第16回出生動向基本調査(結婚と出産に関する全国調査)』⁶⁾の平均理想子ども数と平均予定子ども数を見ると、1977年の第7回調査(平均理想子ども数2.61人。平均予定子ども数2.17人)から2021年の第16回調査(平均理想子ども数2.25人。平均予定子ども数2.01人)まで、一貫して平均予定子ども数が平均理想子ども数を下回っている。つまり、個々の子育て家庭が少なく生むことを望んでいるのではなく、生みたくても産めない状況にあると理解できる。そうであるのならば少子化は解決すべき課題である。

少子化をこのようにとらえると、放課後児童健全育成事業は、いったいどのような方策で少子化の解決に貢献できるのだろうか。そのひとつが、必要とされる放課後児童支援員の数を養成すること、その質を保証する

ことであろう。本稿では、こうした少子化対策としての子育て支援施策の一環として放課後児童支援員の養成に関する考察を進めていく。

2. 放課後児童支援員の人数に関する検討

本稿では最終的に高等教育機関等における放課後児童支援員の養成を提唱しようとするものであるが、ここでは放課後児童支援員が本当に高等教育機関等で養成されなければならないのか、供給しなければならない人数の観点から検討したい。なぜなら、必要人数の規模は、人材供給のシステムのあり方を根本的に規定すると考えられるからである。そのためには、まず、放課後児童支援員の総数がどのくらい必要であるのかという推論と、その数を前提とした場合、1年あたり、どのくらいの人数の供給が必要であるのかという2つの側面から検討したい。

2-1 必要とされる放課後児童支援員の総数に関する検討

放課後児童支援員の必要人数を割り出すためには、登録児童数等の経年変化を参照する。ここでは法定化を起点にして1998(平成10)年、2008(平成20)年、2018(平成30)年の20年間の変化を表1にまとめた。こうしてみると1998(平成10)年から2018(平成30)年に、全小学生の人数は約0.8倍と減少しているが、放課後児童健全育成事業への登録児童数は約3.5倍に増えている。全児童に占める登録児童の割合も約4.2倍になっている。この状況に対応するため、放課後児童支援員等⁷⁾の人数も約7.0倍になり、さらに放課後児童支援員等1人あたりのお子も数も約半分になっている。こうしてみると放課後児童支援員等の数は、増加する登録児童数に対応し続けていることが分かる。しかしながら、2021(令和3)年の厚生労働省『国民生活基礎調査』⁸⁾によると児童のいる世帯の母親が仕事をしている割合は75.9%となっているが、その一方で、全小学生のうちの登録児童割合は2割ほどであり、著しく乖離していることは気になる。

ただし、その乖離について子育て支援施策には織り込み済みのようであり、「新・放課後子ども総合プラン」では、2019年度から2023年度末までに登録児童数を約122万人から約152万人へと約30万人分の増加を目指して

表1 1998（平成10）年から2018（平成30）年の変化

	1998 (H10) 年	2008 (H20) 年	2018 (H30) 年	
登録児童数（人）	348,543	794,922	1,234,366	1)
全小学生数（人）	7,663,533	7,121,781	6,427,867	2)
全小学生のうちの登録児童割合（%）	4.5	11.2	19.2	
小学校教員数（人）	415,680	419,309	420,659	2)
小学校の教員1人あたりの子ども数（人）	18.4	17.0	15.3	
放課後児童支援員等（人）	20,489	68,887	143,669	3)
放課後児童支援員等1人あたりの子ども数（人）	17.0	11.5	8.6	
児童のいる世帯で母親が仕事をしている割合（%）	46.2	61.9	72.2	4)

(出典)

- 1) 厚生労働省『平成30年（2018年）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況』
<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/jigyounushi/h30/0122/pdf/ref2.pdf>
- 2) 文部科学省『学校基本調査』
https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/1267995.htm
- 3) 2018年は、厚生労働省『平成30年（2018年）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況』
<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/jigyounushi/h30/0122/pdf/ref2.pdf>
2008年は、厚生労働省『放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況』の放課後児童指導員数。
<https://www.mhlw.go.jp/houdou/2008/10/dl/h1016-1a.pdf>
1998年は、全国学童保育連絡協議会(1998)『1998年度 学童保育 実態調査のまとめ』37頁の指導員数。
- 4) 厚生労働省『国民生活基礎調査』<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/20-21kekka.html>

いる。これは、厚生労働省『保育所等関連状況取りまとめ（令和4年4月1日）』⁹⁾を参照すると、2021（令和3）年4月の3歳以上児が1,636,736人である。ゆえに、その1/3の約55万人が翌年度に小学校1年生になる。常識的に考えると、保育所に通っていたのだから、翌年度は放課後児童クラブに登録することを希望している可能性が高い。そこで翌2022（令和4）年5月1日現在の状況を厚生労働省『令和4年（2022年）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況（令和4年（2022年）5月1日現在）』¹⁰⁾を参照すると、登録児童数のうち小学校1年生は、435,938人である。そうすると、約10数万人の待機児童が発生している可能性がある。

また、同資料によると、2022（令和4）年5月1日現在、登録児童数は1,392,158人であり、うち小学校1年生は435,938人（31.3%）である。「新・放課後子ども総合プラン」は、2023年度末までに登録児童数を約30万人分の登録児童数増を目指しており、2022年から2023年にかけて、残り約13万人増を目指すことになる。この増加分の約3割の約4万人を小学校1年生に割り振ると仮定すると、2023年度末には、小学校1年生の待機児童が約10万人から約6万人に減少する。そのため、保育所には預けることはできたが放課後児童クラブには預けられなかったという状況（＝いわゆる「小1の壁」）が少しは

解消することが見込まれる¹¹⁾。

これらの数値から、必要とされる放課後児童支援員等の数を推測すると、2022年現在では、登録児童数1,392,158人に対して、放課後児童支援員等179,049人であるので、放課後児童支援員等1人に対して7.8人である。表1を参照すると、放課後児童支援員等1人に対する登録児童数は、年々減少しているが、未来のことは分からないし、適正な人数も不明瞭なので、2022年現在の7.8人を用いて、「新・放課後子ども総合プラン」が目指している受け入れ児童数約152万人を担当するために必要となる放課後児童支援員の人数を計算すると、152万を7.8で除した約19万5千人となる。

ただし、この数字は3つの観点から、さらに検討が必要である。

第1の観点は、「新・放課後子ども総合プラン」が掲げている登録児童数約152万人では、待機児童が解消しない可能性が高いことである。しかしながら、児童数は減少していることや、潜在的な放課後児童クラブに対する需要の把握が困難であることを加味しなければならないが、それらは上方に修正すべき要素なのか、下方に修正すべき要素なのか現時点で判別することができない。つまり、児童数が減少していくことを考慮すれば、将来的にいわれる小1の壁といわれる待機児童問題は解消し

ていくことが想定される。しかし、放課後児童クラブの歴史的背景を考慮すると、放課後児童クラブと言うより学童保育の歴史では、長く小学校3年生以下を対象として取り組みを続けてきたので、小学校4年生以上に対する需要をうまくとらえ切れていない可能性がある。現在、一人っ子も徐々に増えてきており、子どもたち自体の数も減っているため、異年齢での集団遊びの機会を提供することができる子どもたちに比較的身近な生活環境である放課後児童クラブは、重要な位置を占める。そうしたことを考えると、放課後児童クラブの需要は今後もより高くなる可能性がある。さらに言えば、保護者が昼間家庭にいても、子どもを放課後児童クラブに預けた方が、子どもの発達にとってよりよい環境が提供できるのであれば、こうしたニーズはどこまで高くなるのか今のところ把握できてはいない。いずれにしても、子育て支援という観点から考察すると、昼間、保護者が家庭にいてもいなくても、放課後児童クラブに子どもを預けることが制度的に保障されることは必要なことであるが、こうした取り組みが実現できるかどうかは、放課後児童支援員の数と質にかかわってくる。

第2の観点は、放課後児童支援員等1人あたりが受け持つ子ども数が7.8人でよいのかということである。表1を見ると放課後児童支援員等の1人あたりの子どもの

数は、1998（平成10）年から2018（平成30）年の20年間で、17.0人から8.6人と半減し、現在ものその減少傾向は続いている。一方、小学校では、この20年で18.4人から15.3人となり減少しているものの放課後児童健全育成事業と比較すると変化が小さく安定している。こうしてみると、2022（令和4）年の7.8も、妥当な数字なのかよく分からないことになる。なお、2014（平成26）年に定められた「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（以下、設備運営基準と記す）の第10条第2項には「放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする」とあり、同条第4項には「一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする」とある。この基準に従えば、放課後児童支援員1人あたり20名の児童を担当することになる。しかし、設備運営基準は、放課後児童支援員の配置について規定したものであり、先に計算した人数は、放課後児童支援員だけではなく補助員も含めた放課後児童支援員等で計算している¹²⁾。

この放課後児童支援員か補助員かという立場については、次の第3の観点にも関係している。第3の観点は、職員が放課後児童支援員か補助員なのか、常勤職員か常勤外の職員なのかという資格と雇用形態に関することである。それぞれの割合及び近接領域の状況については、

表2 教員等の人数

学校園等	人数	割合 (%)	調査日
幼稚園（本務者）	87,752		2022年5月1日現在 1)
幼稚園（兼務者）	22,287		2022年5月1日現在 1)
幼保連携型認定こども園（本務者）	136,543		2022年5月1日現在 1)
幼保連携型認定こども園（兼務者）	25,789		2022年5月1日現在 1)
放課後児童支援員等（合計）	179,050	100.0	2022年5月1日現在 2)
放課後児童支援員（常勤）	51,539	28.8	2022年5月1日現在 2)
放課後児童支援員（常勤外）	51,138	28.6	2022年5月1日現在 2)
補助員（常勤）	9,949	5.6	2022年5月1日現在 2)
補助員（常勤外）	66,423	37.1	2022年5月1日現在 2)
介護職員	170,279		2021年10月1日現在 3)
保育士	406,005		2021年10月1日現在 3)
小学校（本務者）	423,440		2022年5月1日現在 1)
小学校（兼務者）	51,085		2022年5月1日現在 1)

（出典）

- 1) 文部科学省『学校基本調査』https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/1267995.htm
- 2) 厚生労働省『令和4年（2022年）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況（令和4年（2022年）5月1日現在）』<https://www.mhlw.go.jp/content/11921000/001029590.pdf>
- 3) 厚生労働省『社会福祉施設等調査の概況』の職種別常勤換算従事者数
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/fukushi/21/index.html>

表2の通りである。補助員のなかにも「子育て支援員研修（放課後児童コース）」の受講修了者がいるであろうが、放課後児童支援員でない補助員が42.7%となっている。放課後児童支援員認定資格研修と子育て支援員（放課後児童コース）研修の内容を見ると、24時間と17時間の研修であり、高等教育機関等の授業科目で比較すると、1科目程度の授業時間である。また、常勤の放課後児童支援員の割合28.8%は表2を参照すると、もう少し高くするべきではなかろうか。ただし常識的に考えると、フルタイムで雇用される者が増えれば必要となる人数は減ることになり、パートタイムとして短時間で雇用される者が増えれば必要となる人数は増えることになる可能性もある。いずれにしても、ほとんどの職種でフルタイムとパートタイムの双方が必要であり、放課後児童健全育成事業も同様であろう。

いずれにしても、約19万5千人という総数は、こうした不確定な要素の中での推論であることを前提としなければならぬ。

2-2 1年間で新たに必要とされる放課後児童支援員の人数に関する検討

次に1年間で新たに何人の放課後児童支援員等が必要かという推測であるが、全国学童保育連絡協議会『学童保育（放課後児童クラブ）の実施状況調査結果について』¹³⁾によると、2018（平成30）年調査で経験年数2年未満の指導員は19.55%となっている。ここから考えると、その半分の約10%が経験年数1年未満ということになる。ゆえに、1年間で放課後児童クラブに就職した人数は、全体の約10%であると推測できる。そうすると、この割合を表2の放課後児童支援員等179,050人に当てはめると、約18,000人ということになる。

その一方で、厚生労働省『令和4年（2022年）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況（令和4年（2022年）5月1日現在）』では、令和3年から令和4年にかけて放課後児童支援員は3,515人増、補助員は2,259人増であり、合わせて5,774人増となっていることがわかる。ここからは、約6,000人プラス退職人数が必要な人数となる。放課後児童支援員等の離職率はよく分からないが、厚生労働省『第3回保育士等確保対策検討会議 平成27年12月4日 参考資料1』を参照すると

保育士の離職率は約10%¹⁴⁾であるので、この数値を基準にすると、約6,000人+約18,000人=約24,000人となる。

これらを勘案すると、毎年、約2万人程度の放課後児童支援員等が必要となることが推測できる。なお、同資料には、平成26年度末に保育士養成施設を卒業し、保育所に就職した人数が2.2万人と記載されており、保育士養成と同規模の養成システムが必要ではないかとも考えられる。

3 高等教育機関等における養成課程のカリキュラムの提案

3-1 放課後児童支援員と子育て支援員（放課後児童コース）の位置づけとカリキュラム

現在、我が国には制度として、保育士や教員のような高等教育機関等における養成課程は存在しない。そのため、まず、現行の放課後児童支援員と子育て支援員（放課後児童コース）のカリキュラムについて確認する。今後、高等教育機関等において、放課後児童支援員の養成課程を設置する場合、本稿では、現行のこれらのカリキュラムを尊重したうえで、養成課程のカリキュラムを提案したいと考えているからである。

放課後児童支援員と子育て支援員（放課後児童コース）のカリキュラムの一覧は、図1の通りである。放課後児童支援員認定資格研修は、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の第10条第3項の第1号から第10号に受講の前提条件が定められている。一方、子育て支援員は、こうした受講の前提条件はない。放課後児童支援員認定資格研修については、保育士資格をもっている者は科目④⑤⑥⑦、教員免許状をもっている者は科目④⑤、社会福祉士の資格をもっている者は科目⑥⑦が、受講の免除対象科目となっている。科目の内容については、放課後児童支援員認定資格研修の科目①から科目⑩は、子育て支援員（放課後児童コース）の科目①から科目⑩と対応関係があり¹⁵⁾、放課後児童支援員認定資格研修の16科目に基づいて、放課後児童コースの6科目ができあがっている。子育て支援員は、8科目8時間の基本研修が子育て支援員に共通する研修内容になっており、「放課後児童コース」のほかにも「社会的養護コース」「地域保育コース」「地域子育て支援コース」がある¹⁶⁾。

放課後児童支援員認定資格研修の項目と科目	子育て支援員研修（放課後児童コース）
<p>1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解</p> <p>① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容</p> <p>② 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護</p> <p>③ 子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ</p> <p>2. 子どもを理解するための基礎知識</p> <p>④ 子どもの発達理解</p> <p>⑤ 児童期（6歳～12歳）の生活と発達</p> <p>⑥ 障害のある子どもの理解</p> <p>⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解</p> <p>3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援</p> <p>⑧ 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援</p> <p>⑨ 子どもの遊びの理解と支援</p> <p>⑩ 障害のある子どもの育成支援</p> <p>4. 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力</p> <p>⑪ 保護者との連携・協力と相談支援</p> <p>⑫ 学校・地域との連携</p> <p>5. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応</p> <p>⑬ 子どもの生活面における対応</p> <p>⑭ 安全対策・緊急時対応</p> <p>6. 放課後児童支援員として求められる役割・機能</p> <p>⑮ 放課後児童支援員の仕事内容</p> <p>⑯ 放課後児童クラブの運営管理と職場倫理</p> <p style="text-align: right;">6項目16科目。1コマ1.5時間</p>	<p>1. 基本研修</p> <p>① 子ども・子育て家庭の現状</p> <p>② 子ども家庭福祉</p> <p>③ 子どもの発達</p> <p>④ 保育の原理</p> <p>⑤ 対人援助の価値と倫理</p> <p>⑥ 子ども虐待と社会的養護</p> <p>⑦ 子どもの障害</p> <p>⑧ 総合演習</p> <p style="text-align: right;">8科目8時間。1コマ1時間</p> <p>2. 放課後児童コース</p> <p>① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容</p> <p>② 放課後児童クラブにおける権利擁護とその機能・役割等</p> <p>③ 子どもの発達理解と児童期（6歳～12歳）の生活と発達</p> <p>④ 子どもの生活と遊びの理解と支援</p> <p>⑤ 子どもの生活面における対応等</p> <p>⑥ 放課後児童クラブに従事する者の仕事内容と職場倫理</p> <p style="text-align: right;">9科目11時間。1コマ1.5時間</p>

図1 放課後児童支援員認定資格研修と子育て支援員（放課後児童コース）の科目一覧

3-2 放課後児童支援員養成課程の4つの水準

現在、我が国には国の制度として高等教育機関等における放課後児童支援員の養成課程は存在しない。しかし現実には、放課後児童支援員認定資格研修の受講者の約半数は保育士養成校や教員養成課程等の卒業生と推察される¹⁷⁾。したがって、高等教育機関等の卒業と同時に放課後児童支援員認定資格研修修了者と同等の扱いをされる新規卒業者がいても特に違和感はない。また、これまでも幾つかの研究や実践（杉山2004, 杉山2009, 中田・中山2011, 中山2012など）があるため、これらの先行研究と放課後児童支援員の認定資格研修のカリキュラムを踏まえる必要がある。本稿では、保育士及び教員養成課程に併設¹⁸⁾することと、放課後児童支援員認定資格研修を中心的なカリキュラムとすることを前提として、高等教育機関等における放課後児童支援員の養成課程について4つの水準ごとに提案を行う。

水準①：カリキュラムの外造化水準

本稿の冒頭でも言及したが、学生たちが大学外で開催されている放課後児童支援員認定資格研修を受講する方

法である。特に障壁はないと思われるが、今のところ推奨している大学の存在は不明である。

水準②：放課後児童支援員認定資格研修と同水準

放課後児童支援員認定資格研修の16科目を学内（大学のカリキュラム）で開講する方法である。放課後児童支援員認定資格研修では免除科目が設定されているので、これを踏襲すると、項目2「子どもを理解するための基礎知識」の科目④⑤⑥⑦は受講が不要である（図1参照）。2019（平成31）年度の教員養成カリキュラムからは「特別支援教育」が必修になっているので、保育士養成課程だけではなく教員養成課程においても、上記の4科目は免除の可能性がある。そうすると残り5項目12科目×1.5時間＝18時間は、1つの授業科目（1.5時間×15コマ＝22.5時間）で時間的に充足できる。ゆえに、1科目を開講すればこの水準の養成課程を設置できる。ただし、この新規開講する1科目を受講すれば、放課後児童支援員認定資格研修を受講したことと同等になるという保証が必要である。放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準には、放課後児童支援員認定資格研修は、都

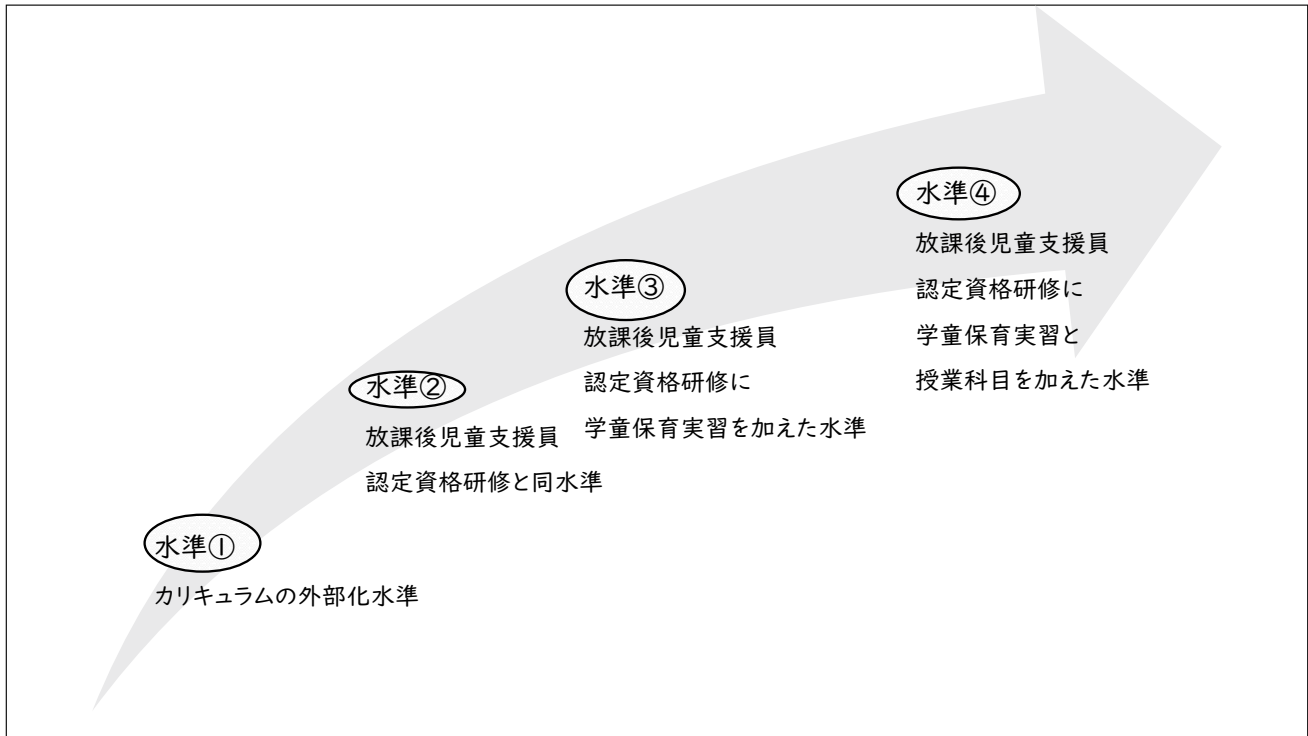


図2 養成課程の水準

道府県知事もしくは、中核市の長が行うと定められているので、国の制度というよりも、大学と地方自治体との協力で設置できる可能性がある。

水準③：放課後児童支援員認定資格研修に学童保育実習を加えた水準

放課後児童支援員認定資格研修は、現職者を対象としているので、学生が取得するためには、実習科目を追加しなければならないとする考え方である。保育士や教員養成のみならず、免許や資格を取得するために実習科目等の実践や実務に関する科目が必修であることは一般的であるため、前掲②の水準に学童保育実習を加えた水準である。ただ、実習科目を開講する場合、保育士や教員の養成課程等では、実習の事前事後指導を行う授業が同時に開講される場合が一般的である。

つまり、この水準においては、認定資格研修に該当する科目が1つ、実習に関する科目が1つ、実習の事前事後指導に関する科目が1つの合計3科目（実習科目に事前事後指導を含める場合は2科目）を開講することが必要となる。

水準④：放課後児童支援員認定資格研修に学童保育実習と授業科目を加えた水準

前掲③に、実習科目だけではなく、さらに通常の授業科目を追加した水準である。放課後児童支援員認定資格研修は、現職者を対象としているため、可能な限り受講時間を短くすることが求められる。そのため、放課後児童支援員認定資格研修は、例えば、子どもを支援する歴史や思想に関する科目や、実践方法に関する科目など、保育士養成や教員養成科目と比較すると、多くの科目が割愛されている。そうした部分を少しでも補完しようとする考え方である。授業科目数としては、学童保育の専門科目が数科目と、近接領域の科目が振替科目としていくつか想定される。

3-3 「指導的立場の放課後児童指導員」の養成についての考察

野中賢治は放課後児童指導員の資格化が検討されている初期の段階において「放課後児童指導員に求められる資質・技能と資格についての調査研究」について（概要版）のなかで、「将来、放課後児童クラブにおける子どもの育成・支援の内容の体系化（研修の体系化）が進むとともに、事業の質の向上と職員の待遇改善が図られれば、高等教育において指導的立場の放課後児童指導員

を養成する専門教育を設けるなどの方策が開けてくることも考えられる」¹⁹⁾と指摘している。

こうした指摘を踏まえると、放課後児童指導員と呼称されていた学童保育の先生たちの資格として、現在、まず最も基礎的な資格としての放課後児童支援員ができあがった段階であるといえる。

先述の通り、現行の放課後児童支援員を基礎にした資格制度を考察しただけでも、4つの水準が想定できる。特に④の水準は、放課後児童支援員というよりは、野中のいう「指導的立場の放課後児童指導員」として提唱できるのではないだろうか。

先述の先行研究を見ると、杉山(2004, p. 32)では、大阪総合福祉専門学校での取り組み事例として、「学童保育概論」「学童保育指導内容論」「学童保育実習」の3科目を独自に開設している。杉山(2009, p. 63)は、さらに学童保育士養成課程試案として、5系列30科目41単位(ただし、このうち5科目は単位数を記載していない)という具体的なカリキュラムを掲載している。こうしたカリキュラムは、日本放課後児童指導員協会のカリキュラムにも引き継がれ(中田・中山2011, p. 52. 中山2012, p. 28), 「学童保育論 I」「学童保育方法論」「学童保育実習 I」と振替科目を含む計27単位の養成課程カリキュラムが提示されている。こうしたカリキュラムを踏まえて、中国学園大学子ども学部では2014年度から放課後児童指導員の養成課程を設置している(中田他, 2018)。

こうしてみると、高等教育機関等における放課後児童支援員の養成は、水準③から水準④のレベルで独自の取り組みが行われている。

4. お わ り に

4-1 放課後児童支援員の養成における課題

現代の日本の社会において、子育て支援施策は極めて重要であり、放課後児童健全育成事業は、その一環として位置づけられている。放課後児童健全育成事業には待機児童が多く、それに対応するために放課後児童クラブと放課後児童支援員等は急増している。こうした状況下、放課後児童支援員の質を担保しつつ、必要人数を育てていくことは焦眉の急であるため、本稿では放課後児童支援員の養成について考察した。

その結果、放課後児童支援員等は当面のところ毎年、約2万人程度が必要と推測できた。一方、認定資格研修においては約半数の受講生が大学等において、保育学や教育学等の、いわば放課後児童健全育成事業に近接する領域の養成課程等の卒業生であることが確認できた。また、養成課程では、水準の異なる4つのレベルのカリキュラムを提案できた。

こうしてみると、かつて、野中が前掲資料の中で「将来、(中略)高等教育において指導的立場の放課後児童指導員を養成する専門教育を設けるなどの方策が開けてくることも考えられる」と指摘した高等教育機関等における放課後児童支援員の養成は、実態としてその下地が整っており、むしろ子育て支援施策の一環としての放課後児童支援員の養成は、出遅れてしまっている課題のようでもある。

4-2 高等教育機関等における放課後児童支援員の養成にむけて

最後に、この課題を乗り越えるための課題とメリットを2点ずつ指摘したい。

課題の第1は、前掲資料の中で野中が指摘している通りであるが、賃金に関することである。養成課程を設置すると、新規学卒者の初任給を示す必要がある。全国学童保育連絡協議会『学童保育(放課後児童クラブ)の実施状況調査結果について』²⁰⁾の2018年度の調査では、週20時間以上勤務する指導員で年収250万円以上の割合は16.57%で、賃金形態が月給である割合は42.88%となっている。一方、例えば、厚生労働省『令和元年賃金構造基本統計調査 結果の概況』²¹⁾の保育士(保母・保父)(女)経験年数0年(20-24歳)の所定内給与額をみると201.2千円、年間賞与その他特別給与額42.6千円となっており、キャリアを考慮すると給与面の格差は否めない。このことは高等教育機関等から見たときに、放課後児童支援員の養成課程を設置しても、学生が放課後児童支援員の資格を取得したときに、賃金を理由にして放課後児童クラブを就職先として選択しなければ、養成課程を設置する意味がないことになる。ましてや、保育士資格や教員免許を取得できるのであれば、放課後児童クラブに就職してから放課後児童支援員認定資格研修を受講すれば事足りるということになる。

第2の課題は、授業内容と授業担当者についてである。本稿では、放課後児童支援員を養成するためのカリキュラムを4つの水準で提案した。水準①と水準②は、現行の放課後児童支援員認定資格研修用のテキストが既に複数種類、作成されているので、それらに基づき講義を行えばよい。しかし、認定資格研修の内容は幅が広いので、通常、複数名の授業担当者が必要になってくることが予想される。また、そもそも学童保育に関する研究を行っている研究者もさほど多くはないので授業担当者の候補者が少ないといった課題がある。水準③では、学童保育実習の開講が必要となる。学童保育実習は、既に杉山(2024)が取り組んでいる。しかし、そこから約20年を経た現在においても、放課後児童クラブにおける実習をテーマとした研究はほとんどなく、実習に関する知見が極めて乏しいため実習に関する授業内容の構築は容易ではない。水準④は、放課後児童支援員認定資格研修の内容と学童保育実習に加えてさらに、いくつかの授業科目を開講するレベルである。この時どのような授業科目が必要であるかは、中田・中山(2011)、中山(2012)を参照すると、学童保育の分野ではこれまで現職者を対象とした研修が多数行われており、そうした実践の中で学童保育指導員の専門性については、多くの研究が積み重ねられてきている。しかし、求められる内容を1.5時間×15回分の授業として構成するとすると、まだまだ未知数であると言わざるを得ない。

次にメリットであるが、第1は学生が保育者になる場合、特に私立の保育所や幼稚園、認定こども園では、同じ法人内で放課後児童クラブを開設している場合もあり、職務上、有用な場合がある。また、保育所等を卒所した子どもたちは、小学校に入学する前に放課後児童クラブに通うことになるため、保育所等と放課後児童クラブの接続は円滑になることが期待できる。

第2のメリットは、小学校教員になる学生に対してであり、小学校教員が、児童が小学校から帰った後、放課後児童クラブで、どのように過ごしているのかを知っておくことは有益である。また、そのような小学校教員が増えれば、放課後児童クラブと小学校の連携も行いやすくなる。いずれにしても、当該学生自身が小学生の頃、放課後児童クラブに通っていた経験を持つものが増加しているので、これらのメリットは、放課後児童クラブに

通っていた割合が低かった年配者以上に、大学生等にとっては理解しやすいメリットであるのかもしれない。

放課後児童クラブにおける待機児童問題は、「小1の壁」「小4の壁」などにも含められ、子育て家庭においては広く知られていたが、これまで、さほど社会問題化してこなかったように思われる。その原因のひとつは、保育所等における待機児童問題が焦点化され社会問題となっていたためではないかと感じられる。しかし、昨今の子育て支援施策の充実により、保育所等における待機児童問題は徐々に解消しつつある。そうすると、次に社会問題として深刻に受け止められるのは、放課後児童クラブの待機児童問題であることは明白である。我が国においては、幼稚園や保育所の教員、保育士の養成には長い歴史があり、国内の多くの大学、短期大学、専門学校等が取り組んできた。そうした保育の領域でさえも、待機児童問題が解決しない背景に保育士不足が指摘されている。このように考えると、我が国の高等教育機関等は、そろそろ本気で放課後児童支援員の養成に取り組まなければならない時期に来ていることを自覚しなければならない。

注)

- 1) 本稿でいう高等教育機関等(大学等)は、四年制大学、短期大学、専門学校、専門職大学、専攻科などを含んでいるので、高等教育機関というよりは中等後教育機関の全般を想定している。
- 2) 子ども家庭福祉としての放課後児童健全育成事業及び放課後児童支援員の養成を中心に考察を進めるが、放課後児童健全育成事業(児童福祉)に該当しないかも知れない民間企業等の学童保育等について排除して論じる意図はない。こうした呼称や背景については、中田(2014)に詳しい。
- 3) 厚生労働省「別添2 「放課後児童支援員に係る都道府県等認定資格研修ガイドライン」に係るQ&A(新規分)【令和2年3月31日現在】」参照。ここには「翌年度の始期までに、基準第10条第3項第1号、2号、4～8号に該当する見込みのある者を想定している。」との回答がある。「基準」とは、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」を

- 指しており、「第1号, 2号, 4~8号」に定められている資格, 免許, 学歴を「翌年度の始期」までに満たせばよいわけであるから, 四年制大学の4年生などがここに該当すると考えることができる。
- 4) <https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/kakutei21/index.html>
 - 5) 1995(平成7)年のエンゼルプランを始め, 1999(平成11)年の新エンゼルプランから2015(平成27)年の子ども・子育て支援新制度などを指す。
 - 6) http://www.ipss.go.jp/ps-doukou/j/doukou16/doukou16_gaiyo.asp
 - 7) 放課後児童支援員等は, 放課後児童支援員と補助員を合わせた呼称である。
 - 8) <https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa21/dl/02.pdf>
 - 9) <https://www.mhlw.go.jp/content/11922000/000979606.pdf>
 - 10) <https://www.mhlw.go.jp/content/11921000/001029590.pdf>
 - 11) 登録児童数に関しては, 今のところ, ひとまず順調に増加しているが, ①預け先が充実すると待機児童も増えるという現象が, しばしば見られること。②小学校4年生以上になると放課後児童クラブを利用する児童の割合は下がり, 前掲の資料を参照すると, 1年生31.3%に続いて, 2年生27.7%, 3年生21.2%, 4年生11.4%, 5年生5.6%, 6年生2.9%となっている。2015(平成27)年の児童福祉法改正以前は, 放課後児童健全育成事業の対象が「おおむね10歳未満」であった。また1998(平成10)年の法制化以前にも実態としては, 1-3年生の利用が多かったために, 2015年以降も, 放課後児童クラブの定員を超える申し込みに対して, 主として4年生以上を待機児童としてきた。以上の2点については, 放課後児童クラブの受け入れ可能児童数を検討する際に今後も注意を払う必要がある。
 - 12) 蛇足かもしれないが近接領域である保育所を参照すると, 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の第33条第2項に「保育士の数は, 乳児おおむね三人につき一人以上, 満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上, 満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね二十人につき一人以上, 満四歳以上の幼児おおむね三十人につき一人以上とする。ただし, 保育所一につき二人を下ることはできない。」とある。しかし, ここから, 放課後児童支援員等1人あたり何人の子どもを担当することが望ましいのか推し量ることは困難である。
 - 13) <http://www2s.biglobe.ne.jp/~Gakudou/pdf/pressrelease20221117.R1.pdf>
 - 14) 厚生労働省『第3回保育士等確保対策検討会議 平成27年12月4日 参考資料1』
<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000106237.html>
 - 15) 厚生労働省「子育て支援員専門研修(放課後児童コース)のカリキュラム(案)」
<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/0000081798.pdf>
 - 16) 厚生労働省「子育て支援員研修」について資料2-3
<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu-Shakaihoshoutantou/0000081375.pdf>
 - 17) 厚生労働省『令和4年(2022年)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況(令和4年(2022年)5月1日現在)』「26 放課後児童支援員の資格の状況」
<https://www.mhlw.go.jp/content/11921000/001029590.pdf>18) ここでは, 保育士及び教員養成課程に併設すること以外の可能性を排除する意図はない。また, 両養成課程において保育士資格や教員免許状を取得せずに卒業する場合などの詳細な扱いについては捨象し, おおよその方針のみを考察する。
 - 19) 野中賢治「「放課後児童指導員に求められる資質・技能と資格についての調査研究」について(概要版)」
<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/000050255.pdf>
なお, この資料には発表された年が記載されていない。
 - 20) <http://www2s.biglobe.ne.jp/~Gakudou/pressrelease20201209.R1.pdf>

- 21) <https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/z2019/index.html>

引用文献

- 中田周作(2014)「放課後児童クラブの社会的位置づけ」『中国学園紀要』第13号, 147-156頁。
- 中田周作, 中典子, 三村律子, 高取てる美, 若井暁, 籠田桂子(2018)「大学等における放課後児童指導員養成課程の位置づけと学童保育実習の課題」日本学童保育学会第9回研究大会配付資料, 明星大学。
- 中田周作・中山芳一(2011)「放課後児童指導員の資格認定カリキュラムの開発ー日本放課後児童指導員協会の取り組みから」『学童保育』第1巻, 45-54頁。
- 中山芳一(2012)「学童保育指導員資格と養成カリキュラム」『学童保育研究』第13号, 21-31頁。
- 杉山隆一(2004)「学童保育指導員の養成内容と養成機関」『学童保育研究』第5号, 26-34頁。
- 杉山隆一(2009)「学童保育指導員の資格化と養成」『学童保育研究』第10号, 58-64頁。

本稿は, 中田周作(2021)「学童保育実践者の養成と研修」『学童保育研究の課題と展望-日本学童保育学会設立10周年記念誌』明誠書林, 141-156頁の養成課程の部分に加筆修正したものである。

